省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体の再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
経済産業省	1130010	中心市街地における市街地整備改善及び商業等の活性化法の緩和	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律	第２条において、この法律の措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するものについて講じられるものとされている。 一　当該市街地に、相当数の小売業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。 二　当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等から見て、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。 三　当該市街において市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。 また、第６条第１項において、市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画（基本計画）を作成することができることとされている。 なお、市町村が基本計画で定めた特定中心市街地においては、第３条により、国及び地方公共団体は、民間事業者の能力の活用を図るよう配慮し、必要な施策を総合的かつ相互連携を図りつつ講ずるよう努めなければならないことになっている。	C		中心市街地法は、市町村が作成した基本計画に基づき、同計画に位置づけられた事業に対し、財政措置などの様々な支援措置を講じる趣旨の法である。 したがって、同法の適用範囲の拡大を求める本提案は、単なる税財政上の優遇措置を求めるものであり、特区としても地域再生としても対応することは不可能である。									1026	10261020	社会福祉法人鞍手会ケア・ティ・エンタープライズ株式会社 有限会社　かじと 個人	社会福祉施設に特化した住みた（なる町づくり特区構想	これらの制度は市町村がイニシアチブ取る法律規制がかけてある。 鞍手町の基本計画は民間活力を利用して充実するものではなく、全て税負担100%のものが中心である。 ・中心市街地における法律の範囲が、さびれた中心市街地を活性化させるという主旨である。 これを今後活性化させようとする地域に中心的に投資する事が出来る様に法律の解釈の規制を緩和して欲しい
経済産業省	1130020	中小企業等協同組合法第９条の２第３項に基づく員外利用制限の撤廃	中小企業等協同組合法第９条の２第３項	組合は、その組合員に直接の奉仕をすることを目的として共同事業を行う事業体であるから、その利用者は、本来、組合員に限られるべきものであるが、実際の経済活動を踏まえた合理的運営を可能とするため、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者の利用量を当該事業年度における組合員の総利用分量の１００分の２０以内まで認められている。	D-1		中小企業等協同組合法第９条の２第３項の規定に対し、組合員の脱退により、共同施設利用率が低下し、事業運営に支障がある場合、組合員以外の者の利用量を当該事業年度における組合員の総利用分量の１００分の１００以内まで（同法第９条の２第４項第２号）、組合の所有する施設を用いて行っている事業の適切な運営が困難となる場合等に、行政庁の認可を得た上で１００分の２００以内まで（同法第９条の２の３）認められているなど、既に柔軟な措置が講じられている。なお、組合において事業活動の一環として共同の駐車場・レストラン等を設け組合員に供することを目的とした場合は、これらの施設を組合員外に利用させることにより組合の事業活動促進が図られると考えられることから、組合員のために行っていると解することができるため、組合員以外の利用の概念には入らないとしている。									1049	10491010	埼玉県川口市	産業振興特区	中小企業で組織される事業協同組合では、産業の空洞化や長引く景気低迷の影響により、会員数の減少による会費の減少及び共同事業の利用の減少など、組合の運営が厳しい状況にある。<br　これら組合の中には、土地・建物を有している組合も多く、現在の中小企業等協同組合法第９条の２第３項に規定されている員外利用制限により、組合の円滑な運営が一段と圧迫されている。<br　このため、本特区において、員外利用制限を撤廃し、組合資産を有効活用することで、組合及び中小企業の活性化が図られる。
経済産業省	1130030	核燃料サイクル開発機構の重要な財産の処分等の認可手続きの緩和	核燃料サイクル開発機構の構法施行規則第21条、22条	機構は、重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することについて認可を受けようとするときは申請書に、処分等を証する書面を添えて、文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。	C ↓ D-1		産学官連携による試験、研究、試作その他地域産業へ技術の移転を促進する活動を行う者に対し、サイクル機構の重要な財産のうち施設及び設備を利用に供する場合につきましては、核燃料サイクル開発機構法第38条に基づく同法施行規則第22条ではなく、同法第24条第3項「機構は、第1項の規定により行う業務を妨げない範囲において、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従って、その設置する施設及び設備を原子力の開発及びこれに関連する業務を行う者の利用に供することができる。」に基づくことになります。 サイクル機構では、同条同項に基づいて、施設等供用基準（10規程第73号）を内閣総理大臣の認可を受けて定めております。 地域産業への技術の移転を促進する活動を行うものはこの基準を満足していればよく、文部科学大臣等の認可は必要ありません。 なお、サイクル機構の重要な財産のうち、特許等の利用については、文部科学大臣の認可を必要とせず、同法24条第１項第２号に基づいて、サイクル機構が一般産業界に対し特許等を利用した製品開発の協力を行う先端原子力関連技術成果展開事業等を積極的に推進しているところです。	右提案主体の意見を踏まえ、再検討し回答されたい。	同法24条第3項に基づき定めた施設等供用基準を満たせば現行でも大臣の認可は不要であるのことであるが、本来では、「原子力の開発及びこれに関連する業務」以外の分野へも技術移転を進めるアプローチを検討しており、電源立地地域にある地域産業であれば業務の分野にかかわらず施設を利用できる特例を求めるものである。	D－１		サイクル機構法第２４条第３項にあります『原子力の開発及びこれに関連する業務』では、原子力は総合科学技術であることを踏まえると、「これに関連する業務」との規定により、実際には相当幅広い分野を網羅できることになります。 ご提案いただいた業務が「原子力の研究開発及びこれに関連する業務」に該当するのか、すなわち、サイクル機構の施設が供用できるかどうかについては、施設等供用基準の範囲内でサイクル機構が判断するものと考えておりますが、例えば、無重力に関する研究についても施設の供用を実施した実績があり、サイクル機構の施設を供用して行う業務は概ね「原子力の開発及びこれに関連する業務」と考えられるところであり、産学官連携事業に支障が生じるとは想定されません。 従いまして、経済産業省としましては、「原子力の開発及びこれに関連する業務」に関連する広範囲な分野への技術移転について、「施設等供用基準」（10規程第73号）に基づき実施が可能であると考えております。									1195	11951010	福井県	ふくい原子力・地域産業共生構想	核燃料サイクル開発機構の重要な財産（土地、建物等）を使用して、産学官連携による試験、研究、試作その他地域産業へ技術を移転を促進する活動を行う者に対し、法22条に基づく大臣の認可を不要とする。
経済産業省	1130040	高圧ガス保安法の特定設備となる水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器（４００ｍｌ以下）の特定設備からの除外。	高圧ガス保安法第５６条の３	提案のあった当該圧力容器（100MPa/400m以下）は高圧ガス保安法上の特定設備に該当し、法第５６条の３の規定により、各製造工程ごに協会等の行う特定設備検査を受けなければならない。	Ｂ－２	III	安全性を確保することを前提に、平成17年度末までに水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器（400m以下）については特定設備から除外する。	右提案主体からの意見を踏まえ、提案内容の早期実施について検討され回答されたい。なお、平成17年度にかかる場合、その理由を明らかにされたい。	平成17年度末までに特定設備から適用除外するとのことですが、福岡県には文部科学省の21世紀COEプログラムにおいて水素関連で全国で唯一採択された九州大学がありますが、九州大学における水素材料の増圧試験を平成17年度までに実施する必要がありますので平成16年度内の実施をお願いしたい。	Ｂ－１	III	当初の予定を前倒しして平成16年度中に対応する。						1314	13141010	福岡県、九州大学	福岡県水素利用技術研究開発特区	高圧ガス保安法の特定設備については、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う特定設備検査を受けなければならないと規定されているが、試験研究で使用される小規模圧力容器について特定設備の対象から除外し、試験研究が迅速に行うことができるようにする。
経済産業省	1130050	水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器（４００ｍｌ以下）および附属設備の高圧ガス保安法に係る耐圧試験適用除外。	高圧ガス保安法　一般高圧ガス保安規則第６条第１１項第１１号	高圧ガス設備は、常用の圧力の１．５倍以上（気体を使用して行う場合は１．２５倍以上）の圧力で行う耐圧試験に合格するものであること。ただし、特定設備検査に合格した特定設備で使用開始前のものについてはこの限りでない。	Ｄ－１ Ｄ－２		特区基本方針１１２９－２又は一般高圧ガス保安規則第９９条により、現行規定と同等の安全性が確保される方策を講じることを条件として耐圧試験について適用除外とすることが可能である。	右提案主体の意見を踏まえ、再検討し回答されたい。	基本的には特区基本方針1129-2の特例措置により対応したいと考えているが、その際試験試料の形状は研究対象により異なることで、試料を入れる圧力容器の内径が変わると容器の肉厚も変わり、容器の形状も変わってくるので、技術基準の範囲であれば、個別に認定を受けるのではなく、事業ごとに包括的に認定頂けるようお願いしたい。	Ｄ－２		安全性が確保される方策の内容及び容器の肉厚の許容範囲を定める等の方策により、包括的に認定することは可能である。						1314	13141020	福岡県、九州大学	福岡県水素利用技術研究開発特区	高圧ガス保安法の高圧ガス設備については常用の圧力の１．５倍以上の圧力で耐圧試験を行うこと規定されているが、試験研究で使用される小規模圧力容器およびその附属設備については耐圧試験の適用を除外し、試験研究が迅速に行うことができるようにする。
経済産業省	1130060	水素利用技術の試験研究に使用する圧力容器（４００ｍｌ以下）および附属設備の高圧ガス保安法に係る気密試験適用除外。	高圧ガス保安法　一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１２号	高圧ガス設備は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。ただし、特定設備検査に合格した特定設備で使用開始前のものについてはこの限りでない。	Ｄ－１ Ｄ－２		特区基本方針１１２９－２又は一般高圧ガス保安規則第９９条により、現行規定と同等の安全性が確保される方策を講じることを条件として気密試験について適用除外とすることが可能である。	右提案主体の意見を踏まえ、再検討し回答されたい。	基本的には特区基本方針1129-2の特例措置により対応したいと考えているが、その際試験試料の形状は研究対象により異なることで、試料を入れる圧力容器の内径が変わると容器の肉厚も変わり、容器の形状も変わってくるので、技術基準の範囲であれば、個別に認定を受けるのではなく、事業ごとに包括的に認定頂けるようお願いしたい。	Ｄ－２		安全性が確保される方策の内容及び容器の肉厚の許容範囲を定める等の方策により、包括的に認定することは可能である。						1314	13141030	福岡県、九州大学	福岡県水素利用技術研究開発特区	高圧ガス保安法の高圧ガス設備については常用の圧力以上の圧力で気密試験を行うこと規定されているが、試験研究で使用される小規模圧力容器およびその附属設備については気密試験の適用を除外し、試験研究が迅速に行うことができるようにする。
経済産業省	1130070	東京都の地下水揚水規制緩和	「工業用水法」	「工業用水法」に基づき、指定地域を定め、井戸について技術的基準を設け、その設置を許可制としている。	E		「工業用水法」は、地下水の用途を工業の用に供するものに限定して適用されるものであり、提案にあるような飲料水に利用する場合の規制は行っていない。											1342	13421010	東京都中央区、株式会社ウェルシィ	東京都の地下水揚水規制緩和特区構想	東京都は地下水の揚水規制を他の自治体に比し、厳しく対応している。震災・災害・汚発生時の水ライフラン確保のためには、現状の地下水揚水規制は厳しすぎるので、飲料水限定で年間最低３０千t程度の揚水またそのための新規井戸掘削を認める。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体の再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
経済産業省	1130080	競輪場入場料の無料化	自転車競技法 自転車競技法施行規則第19条	自転車競技法第6条に、施行者に対して、競輪開催時には入場者から自転車競技法施行規則第19条第2項で定める額である50円以上の入場料を徴収することを義務づけている。	A－1	Ⅲ	提案にあるように特定の開催日については、施行者の判断で入場料を無料とできるよう、特区として対応することとしたい。											1398	13981010	福井県福井市	競輪事業の活性化	競輪場で競輪を開催するときは、入場者から５０円以上の入場料を徴収することが規定されている。この規定を緩和し、施行者の判断で無料化することを可能とする。
経済産業省	1130090	工業再配置促進法の指定除外または廃止	工業再配置促進法 工業再配置促進法施行令	移転促進地域から誘導地域に工場の移転等を促進し、国土の均衡ある発展を図るため誘導地域における工場立地について、補助金等の支援措置を講ずる。	C	—	工業再配置政策については、経済環境の変化に合わせて、不断の見直しが必要と考えており、主要な支援措置である産業再配置促進費補助金の交付金化等について今後検討する。	貴省は、「工業再配置政策については経済環境の変化に合わせて、不断の見直しが必要」と回答しているが、提案者が経済環境の変化、法の廃止または指定除外が必要な理由を明確に示していないのに対し、貴省は措置分類「c」としていることになり、なぜ法の廃止または地域指定の除外をイわわないの明確にされていない。また、「産業再配置促進費補助金の交付金化等」とは何か、なぜ経済環境の変化にあわせた対応策なのかも明確にされていない。これらを明確にした上で、工業再配置促進法の廃止、または、地方公共団体が、産業集積のメリットを活かしつつ、同法にようずに都心部への産業・人口集中とそれに伴う生活環境の悪化を予防するための措置を特区計画に盛り込んで申請し、認定を受けたとき には同法の「移転促進地域」の指定につき適用除外とするなど、「少なくとも特区において実現するためにはどうしたらよいか」という方向で再度検討されたい。	C	—	工業再配置促進法は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転、及び当該地域における工場の新増設を推進する措置を講ずることにより、移転促進地域における経済活性化のみならず、誘導地域も含めた日本経済全体としての発展を図るという目的を有しており、現在においても、この政策的な意義が失われているわけではない。 ただし、移転促進地域の設定の考え方については、御指摘の点に留意し、特区制度における対応を検討する。 なお、補助金については、年末に向けて別途提案がある地域再生の予算関連項目と合わせて検討することとなる。	貴省回答によれば「特区制度における対応を検討する」ということだが、右提案主体の意見も踏まえ、再度検討し、対応の時期・内容について明確に回答されたい。	工業再配置促進法の趣旨は理解しておりますが、都市活力の再生という、本市にとって喫緊の課題であるがゆえの提案であります。 このため、本市では３月に開会される市議会に、市内への企業立地を促進するための条例の提案を予定しておりますが、この中では、立地企業にも環境への配慮を要件の一つにしております。 また、都市部への産業・人口の過度の集中による生活環境の悪化防止策については、「尼崎市住環境整備条例」や「尼崎市の環境を守る条例」の制定等、積極的な施策に取り組んでおります。今回の特区、地域再生提案の実現に向け、前向きな検討をお願いしたい。	A-1	Ⅱ	工業再配置促進法は、依然として政策的に重要な意義を有しているが、経済環境の変化に合わせ、地方公共団体が移転促進地域からの除外の必要性を認め、一定の要件を満たした場合には、移転促進地域から除外する。	1441	14411010	兵庫県尼崎市	ものづくりのまち「あまがさき」再生構想	尼崎市は戦後の我が国の成長の一翼を担う阪神工業地帯の中核として、地域経済に多大な貢献を果たしてきた地域である。 そうした高度経済成長期において、都市部への人口流入とそれに伴う生活環境の悪化を緩和するため制定された工業再配置促進法は、地方への工場の移転を促進し一定の成果は上げたものの、産業都市として発展してきた尼崎市においては、事業所の過度の流出はまちの活力喪失にも影響している。 また本市では、地域産業の特色を生かして活性化を図ろうという地域産業集積活性化法に基づき、産業集積のメリットを生かした地域産業の活性化に積極的に取り組んでいるところであり、こうした優れた産業集積を否定し、ものづくり産業の他地域への移転を促進する工業再配置促進法は、地域を発展した地域産業発展の妨げにもなっている。 したがって、本市域の工業再配置促進法による移転促進地域からの除外あるいは法の廃止を変現し、ものづくりのまちとしての再生に向けた産業施策に積極的に取り組んでいく。
経済産業省	1130100	港湾にかかわる手続きの完全電子化のための規制改革	電子署名及び認証業務に関する法律	「電磁的記録の真正な成立の推定」及び「特定認証業務に関する認定の制度」等について規定している。	E		電子署名及び認証業務に関する法律は、「電磁的記録の真正な成立の推定」及び「特定認証業務に関する認定の制度」等を規定したものであり、「電子データ保存」に関して規定されているものではない。 なお、同法は情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図るとしたもので、本件について規制を設けているものではない。											1476	14761010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	大阪湾港湾の一元的経営事業の推進	○港湾にかかわる手続きの完全電子化のため、電子帳簿法その他の電子データ保存に関する規制を見直し、緩和すること。 ○輸出入の円滑化を図る観点から、船荷証券及び原産地証明書などについても、例外なく電子化を進めること。
経済産業省	1130110	電力託送に係る規制緩和	接続供給約款料金算定規則	託送（接続）供給料金は、ネットワークの公平な利用の観点から、行政の定めるルール（省令）に基づき、電力会社が、経営効率化努力等を反映した適正な費用（フォーワード・ルッキング・コスト方式）を基に定め、経済産業省に届け出ることとなっている。	C		託送料金は、ネットワークの公平な利用の観点から、行政の定めるルール（省令）に基づき、電力会社の経営効率化努力等を反映した適正な費用を基に算定されている。この託送料金は総括原価方式に基づく料金であり、特定の地域の託送料金を割安に設定した場合には、本来、当該地域から回収するべき費用を他の地域から回収する必要が生じてくる。このため、本件の要望を可能とした場合、特区外の需要家への託送料金を引き上げる必要が生じ、特区外の需要家に悪影響をもたらすことになる。よって、対応は困難。	提案者は、500kw/h未満の託送義務化と料金設定の柔軟化を求めており、その両者について、少なくとも特区において実現するためにどうしたらよいかという観点で再検討し、回答されたい。	D-4		ご提案の３点。 ①「電力会社の託送義務化については、これまで特別高圧需要家（原則2000kW以上）が自由化対象需要家であったことる、平成16年4月より、高圧受電であって契約電力が原則500kW以上の電要家が自由化対象需要家となり、平成17年4月からは高圧需要家（原則50kW以上）全てが自由化対象需要家となるため、50kW以上500kW未満の需要家に対して、平成17年4月より、改正された電気事業法第14条の4に基づき、一般電気事業者（電力会社）の送電線を利用した託送供給が可能となる。また、この託送供給については、同条第3項に基づき、一般電気事業者が正当な理由無く託送供給を拒んだ ことは、経済産業大臣による託送供給の命令の対象となる。このため、御提案の趣旨は満たされるものと考えられる。 ②「託送料金については、電力・ガスネットワーク一種の公共財であり、自由化対象需要家に電気を供給する者に対しても公平に開放されるべきとの観点に基づき、電気事業法第14条の4第1項の規定に基づき経済産業省が定める接続供給約款料金算定規則に従い、各電力会社が接続供給約款の作成し、経済産業大臣に届け出ることとなっており、当該託送料金が「料金が定率又は定額をもって明確に定められていないこと」あるいは「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと」等の条件を満たさない場合には、経済産業大臣が同条第3項に基づき、接続供給約款の変更命令を出すことになっている。ご提案の、託送料金を特定の需要家向けのみ設定に改定し、本来、当該需要家（地域）から回収すべき費用を他地域から回収するため特区外の需要家への託送料金を引き上げることは、これまで述べてきた電力のネットワーク利用の公平・公正性の考え方に抵触するため、実現は困難と考える。 ③なお、託送料金については、平成17年4月の自由化対象の拡大に向けて、現在、経済産業省において接続供給約款料金算定規則の改正の作業中であり、本改正を受け、業界始めに、各電力会社から新たな接続供給約款の届出がなされたところ、今回のご要望の趣旨も踏み、その料金が、当該規則に則り適正なものとなるよう厳正に対処していきたい。 ※ちなみに、平成17年4月より、自ら維持・運用する電線路（自営線）によって電力の供給を行う行為が届出制として可能になったことから、自営線による供給の方法があることを付言する。											1556	15561010	岐阜県大野郡白川村	平瀬小水力発電所建設計画	電力会社の個別送電線を使用して、自家用発電した電力を適正な使用料で託送できるようにする。
経済産業省	1130120	特許取得の推進のための特許料、審査請求料の減免措置	特許法第107条、第195条及び第195条の2、産業技術力強化法第17条	特許に関する料金については、第195条において特許出願、出願審査の請求等を行う者の納付しなければならない実費を勘案した手数料、特許法第107条において特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。 また、これらの料金については、資力に乏しい個人・法人、研究開発型中小企業及び大学の研究者等を対象に減免措置を講じているところ。	C		提案内容は、現行の特許料等の減免措置の対象範囲の拡大を単に求めるものであるため、今回の検討対象とならない。											1557	15571040	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	特許法における特許料等の免除
経済産業省	1130130	特許の出願手続きの簡素化	特許法第36条	特許出願には明細書等の出願書類の提出が必要。	C		・提案のような特例措置を講じ、明細書の提出等の出願手続を簡素化した場合には、特許権の及ぶ範囲が不明確となり第三者からの予見可能性が低下し、法的安定性を害し、無用の紛争を招くといった弊害が生ずることが予想される。また、このような弊害を除去する代替措置は存在しておらず、本件特例措置要望には対応できない。 ・「論文のみで出願内容が理解できる分野」については特例を認めるとの提案であるが、本来、論文と特許出願書類とはその目的が異なっており、記載方法も異なっている。このため、仮に「論文のみで出願内容が理解」できたとしても、論文と出願の内容を比較・検討し、出願日の遡及の要件を満たしているか否かを判断する必要を生じ、大きな負担となるものである。 ・本件特例措置を認めた場合には、出願人が出願時に出願書類を整えるという手続コストを削減するために、他人の有する特許権の内容について調査を行おうとする第三者の調査コストを増大させる結果となる。特許権が出願人の独占機会に結び付く権利であることに鑑みると、上記のように、特許権取得の受益者たる出願人が、自ら負担すべきコストを他者に転嫁させることを認めることは不適当。 ・本件特例措置を認めた場合、提出された論文に本件出願の内容が全て含まれていたか否かは特許権の無効理由の判断の前提となるものであり、無効審判・審決取消訴訟・侵害訴訟等における紛争を拡大させることが予想される。この結果、特許制度の利用者全体の紛争処理コストを増加させることにもつながりかねず、本件特例措置を認めることは不適当。											1557	15571060	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	発明内容を記載した論文の代用を特許出願に必要な説明要件を満たすことを条件に認めることにより、特許手続きの迅速化を図る。
経済産業省	1130140	特許出願猶予期間の延長	特許法第30条	特許を受ける権利を有する者が刊行物に発表等した後、6月以内に特許出願を行い、所定の手続きをすれば、その刊行物発表等により新規性、進歩性を喪失しなかったものとみなされる。	C		本制度の利用にあたっては、本人の出願より前に他人の出願があった場合には、その他人の出願が本人の発表より後であったとしても、本人も特許を取得できないばや、我が国と同様の例外規定が存在しない欧州特許庁等へ出願した場合には、特許を取得できない（無効理由）ことなる点などに留意が必要であり、我が国企業などの企業活動を円滑化するためには、国際的な制度調和の達成が先決である。そのため、現時点において、我が国において猶予期間の延長を行うことは、我が国で生み出された発明が十分な保護を受けられない結果を招く可能性を増加させることになり、それを防止し得る代替措置も存在しない。したがって本規定の見直しについては、知的財産戦略本部においてとりまとめられた「知的財産推進計画2004」（2004年5月27日本部決定）に基づき、特許制度の国際的調和の議論の動向を踏まえつつ検討するとともに、この規定があくまでも例外規定であることを研究者等に対して周知することとしている。 また、我が国全体に効力を有する排他的独占権である特許権の付与に際して、一部地域の出願人のみが優遇されて特許権が付与される手続きを導入することは適当でない。											1557	15571080	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	発表から6ヶ月以内を1年以内に延長する。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体の再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
経済産業省	1130150	保安係員の代理者の選任要件緩和	一般高圧ガス保安規則第78条第1項第3号	保安係員の代理者は、その職務に係る製造施設において高圧ガスの製造に従事する者であって、製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、高圧ガスの製造に関する経験を有する者の中から選任する。	D－４	Ⅲ	規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）に基づき、水素ガスステンドにおける保安係員の代理者の選任において高圧ガスの製造に従事する者であって、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、平成16年度中に適切な選任・常駐義務とすることになっており、今回提要望のリタイア人材についても、安全性が確認されれば保安係員の代理者として活用することが可能になる。	Ｈ16年度中に制度的に措置されるのかどうかを明らかにされたい。	事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、平成16年度中に措置する。	D－４	Ⅲ	右提案主体の意見を踏まえ、再検討し回答されたい。	〇水素ガスステンドにおける保安係員の代理者の選任については、16年度中に安全性の確認を前提に適切な選任・常駐義務とされる方向であるが、水素ガスステンドを運営するには、常駐義務が大きな経費負担となる。常駐義務を課す理由として、現行の一般高圧ガス保安規則では保安係員の出張、病気等による不在時を想定しているため、それらを対応して、必要に応じて有資格者のリタイア人材を派遣するシステムを構築しようとするものである。〇また、リタイア人材の活用についても、安全性の確認が前提されているが、その安全性の確認を含め16年度中に措置されるものか明確でないため、今回の提案においては安全性の確認を含めてシステムを構築しようとするものである。	D－４	Ⅲ	安全性について確認を行った上で平成16年度中に措置することとしている。	1586	15861010	三重県鈴鹿市	燃料電池技術を核とした産学官連携ものづくり特区構想	保安係員の代理者については、製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、製造に関する経験を有する者から選任しなければならない。（当該保安係員の職務に係る製造施設において高圧ガスの製造に従事する者の要件を緩和する。）
経済産業省	1130160	市民発想の多種多様なキャラクターの商品化について商標登録等の手続きの緩和又は新たな登録制度の創設	商標法第５条、第６条、第１４条、第１８条	商標権を取得するためには、商標を記載した願書を特許庁に出願し、審査を経て、登録される必要がある。 また、その出願には、２個以上の商標を記載することはできず、出願は商標ごとにしなければならない。 商標法等が客体に権利を付与するという方法により知的財産の保護を図るものであるのに対し、不正競争防止法は登録行為を行わない場合においても、著名表示冒用行為や商品形態模倣行為等の「不正競争」行為について、民事上の差止請求権や損害賠償等を規定することにより知的財産の保護を図るもの。	商標法について C（特区として対応不可） 不正競争防止法について E（事実誤認）		商標権は、我が国全体に効力を有する排他的独占権であり、審査や手続きは全国一律に同一の基準に基づき行われる必要がある。特定地域に限り審査を免除する等の例外を認めることは、権利の性質等が異なる権利を混在させることになり、第三者から見れば権利の有効性や内容が一見して明らかにならないことを始め、第三者への影響等の弊害が生じる。このような弊害を除去する代替措置が存在しないため、対応が困難。	地域限定に係る地方公共団体のキャラクター商品の商標権取得について、手続等の簡素化が図れないか再検討し、回答されたい。		商標法について 特区として対応不可 不正競争防止法について E（事実誤認）	商標権が我が国全体に効力を有する排他的独占権であることも踏み、一部の地域についてのみ、ご提案にある「特許庁への出願及び特許庁による審査が必要な商標権登録の手続について、きから特許庁への届出のみにより登録を認める。手続の簡素化を行った場合、権利の性質等が異なる権利を混在させることになり、第三者から見れば権利の有効性や内容が一見して明らかにならないことを始め、第三者への影響等の弊害が生じ、このような弊害を除去する代替措置が存在しないため、対応が困難。 なお、提案者からの具体的要望にあるように、上記手続の簡素化を図る対象となる地域は、地域の歴史や地域の特性等に関する一定の要件を満たす地域に限定されるものと考えられ、地域の特性等が異なる地域が混在することになり、第三者から見れば権利の有効性や内容が一見して明らかにならないことを始め、第三者への影響等の弊害が生じ、弊害を除去する代替措置が存在しないため、同様に対応は困難。 ただし、商標権の出願に係る簡素化の記載については、既に ①手続制度等の利用により特許庁側は対応が不要 一出願書及び登録の書入れは、一つの商標ごとに、多数の商品・役務の指定が可能 ②出願人に関別番号付与等、識別うへんの表示又はオンライン出願により、住所・印鑑等の記載が不要等の簡素化を図っている。										
経済産業省	1130170	一定の条件を備えたごみ焼却施設を容器包装リサイクル施設として認める措置	容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律第２条第３項第１号、容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律施行令第１条	再商品化のうち、燃料として利用される製品としては、プラスチック製容器包装の場合、①炭化水素油 ②水素及び一酸化炭素を主成分とするガスに限定されている。	C		現在、容器包装リサイクル法に規定されている「再商品化」のうち、燃料として利用される製品としては、プラスチック製容器包装の場合、①炭化水素油 ②水素及び一酸化炭素を主成分とするガスに限定されている。御提案については、サーマルリサイクル、すなわち熱回収に当たるが、循環型社会形成推進基本法においては、熱回収は再生利用とは別の行為として位置付けられ、かつ、原則として再生利用ができないものについて行われるべきものとされている。プラスチックは、容器包装リサイクル法で規定する現行の手法でリサイクルが可能であるにもかかわらず、この提案を認めた場合、現在、原材料として「リサイクルされている廃プラスチックの分量を減少させ、単純に燃やすことにより熱を回収する分量を増やすことにつながるという弊害が生じ、それは資源の有効な利用の確保を図るため原材料として利用を促進させるという法目的にも合致しないことにも鑑み、その弊害を防止するための代替措置は存在しないため対応は困難。	右提案主体の意見を踏まえ、再検討し回答されたい。	本件は、グローバル500賛成賛都市として地球環境の保全に対する意識は高く、他市に先駆けた分別収集の本格導入や、ダイオキシン対策としての新焼却炉建設など市民等の理解協力のもとに実施しており、今後においてもそのスタンスに変わりは無いところであるが、分別収集が進んだ結果、低カロリーなごみを主体とする焼却は、熱燃材として化石燃料の多量使用を余儀なくしており、更には、特定事業者負担以外のプラスチック製容器包装の引き取りに係る経費は、今や市にとって大きな負担となってきている。その一方では、流動床ガス化溶融システム等を主体とした本市の焼却炉は、十分なダイオキシン対策及び発電施設としてのエネルギーリサイクルが実施されているにもかかわらず、その熱回収の効率が低く、本来にエネルギーとして大きなポテンシャルを秘こと認識にある。こうしたことから、市民等の環境意識の保持と経費節減の両立を図るうえで、環境保全対策等高機能を備えた焼却炉リサイクル施設に、その熱回収で規定することをリサイクルの快適ではなく、効果的なリサイクル「再商品化」に位置づけられれば、その結果を行政の方向性として、プラスチックの分別収集及び再商品化に係る費用負担の あり方、各種再商品化手法の影響評価も踏点とな ることが期待されている。いずれも法律の規制に関わる問題であり、時間をかけて関係者の意見集約と分析を行う必要があり、特区と言えども、現段階で、踏み込んだ提案を講じるのは時期尚早。	c		容器包装リサイクル法で規定する現行の手法でリサイクルが可能であるにもかかわらず、熱回収を認めた場合、現在、原材料として「リサイクルされている廃プラスチックの分量を減少させ、単純に燃焼させることにより熱を回収する分量を増加させることにつながるという弊害が発生し、それは資源の有効な利用の確保を図るため原材料として利用を促進するという法目的とも合致しないことにも鑑み、その弊害を防止するための代替措置は存在しないため対応は困難。 なお、容器包装リサイクル法については、同法の附則に施行後10年後の見直しが規定されており、これに基づき平成17年度に評価・検討を行うべく、本年度より産業構造審議会及び中央環境審議会にて検討が開始されたところであるが、それら審議会の中では、提案主体からコメントのあった、分別収集及び再商品化に係る費用負担のあり方、各種再商品化手法の影響評価も踏点となることが提されている。いずれも法律の規制に関わる問題であり、時間をかけて関係者の意見集約と分析を行う必要があり、特区と言えども、現段階で、踏み込んだ提案を講じるのは時期尚早。	c		1 先の通常国会において廃工金識所法に会伴規定を設けるとともに廃工金法を改正し、より弾力的な会併が可能となったころ。法改正に向けての議論の中で、廃工金と商工会議所の合併規定部分については、両団体は地域の商工業者の自主的団体であることに鑑み、両団体からの具体的なニーズ・要望を明確にして検討することしていたが、両当事者団体（日本商工会議所及び全国商工会連合会）から特段の要望はなかったかったの見送られた。 Ⅱ．本省としては、今回の法改正を機に、まずは商工の会、商工会議所同士がそれぞれの地域の商工業の状況に応じて合併し、組織面や財務基盤を強化することで、地域の商工業者の支援機能をレベルアップ一飛躍していくことが適当であると考えている。 Ⅲ．廃工金識所・商工会は、いずれも地域の総合的経済団体として傾聴の性格を有しているが、沿革の違いに加え、それぞれ都市部、町村部の商工業の状況に応じた組織運営、事業活動を行っているなど相当な違いがある。特に、組織運営の面では、商工会議所が会員が選挙（選挙権は会費1口につき1票）を通じて議員を選出し意思決定を行うのに対し、商工会は、会員が1個の議決権を持った会員総会において意思決定を行っている。このため、商工会が商工会議所に吸収されるような合併の場合には、議決権が少ないと考えられる小規模事業者の声が反映されにくくなるとの懸念が商工会側より多く寄せられている。 Ⅳ．したがって、両団体の合併規定創設を検討するに当たっては、そもそも両団体の合併を法的に強論が醸成されにくい状況にある。したがって、市町村合併が加速化していることから、両団体同士の合併規定と同様に、まず両団体の合併規定を創設することにより、全国団体における議論と平行して、各地域の商工業者の議論も活発化してくるものと考える。	市町村合併の進展にあわせて、自主的に商工会・商工会議所の合併を選択する場合に、手続等が軽減されるよう、合併規定について早期に整備すべきでないか、再検討し、回答されたい。	c		1 商工会議所及び商工会は、地域における中小企業政策の展開の核となる組織として、市あるいは町村といった行政のサイズに見合った形で、これら自治体との密接な連携の下、地域における効果的かつ機動的な中小企業施策を実施してきているところ。 2 経済産業省としては、商工会議所及び商工会が自治体の中小企業行政と一体となった形で施策を展開することが重要との観点から、市町村合併の進展に合わせ、商工会議所同士の合併規定及び商工会同士の合併規定をすでに整備したところ。 3 一方で、商工会議所及び商工会の合併については、 ①　沿革や事業内容の相違、 商工会議所　諸外国の都市部において発達してきた商工会議所（Chamber of commerce）を参考にして、国際的な制度として都市部の商工業者の自主的組織として設立され、都市部の商工業の状況に応じた事業を実施 商工会　町村部における商工業者の自主的組織として設立され、町村部の商工業の状況に応じた事業を実施（小規模事業者への支援が中心） ②　組織運営の面で、両団体における会員の伸び悩み傾向と相違がある。すなわち、商工会議所が会員から選挙（選挙権は会費1口につき1票）を通じて選出された議員総会で意思決定を行うのに対し、商工会は、各会員が1個の議決権を持った会員総会等において意思決定を行っている。 このため、商工会が商工会議所に吸収されるような合併の場合には、議決権が少ないと考えられる小規模事業者の声が反映されにくくなるとの懸念が商工会側より多く寄せられている。 といった、両団体の根本的な相違を合併の際の心のように調整すべきかという、解決が極めて困難な問題が存在し、先の通常国会でも、商工会議所法等の一部改正法案の国会審議において、経済産業省としては、商工会議所及び商工会の合併について、地域の商工業者の意見の集約を行うことが、行政としてのスタンスを踏まえた中の判断の下、まずは、地域の商工業者に十分議論していただくことが重要、との答弁を行ったところ。 4 すでに、本年3月に日本商工会議所及び全国商工会連合会が共同で「今後の中小企業の支援体制のあり方等に関する研究会」を設置し、商工会議所及び商工会の今後の組織のあり方について検討を行っているところ。 5 経済産業省としては、商工会議所及び商工会の合併に当たっては、先の国会答弁との関係も勘、上記研究会の議論を十分踏まえた上で検討すべきものと考えており、今回の広島県の提案を踏まえ、 ①　両団体に対し、上記研究会の検討の中で、両団体の合併問題について、17年3月末を目途にとりまとめを行うよう要請することとす ②　経済産業省として、商工会議所と商工会の合併問題を検討する際には、上記の研究会のとりまとめや、市町村合併の進展の動向、両当事者の意見を勘案することに加え、自治体関係者の意見も十分聴取することとしたい。	1140	11402090	広島県	分権ひろしま活性化プラン	小規模企業者等のニーズの高度化・多様化等の環境変化に対応するため、商工会と商工会議所の合併が可能となるよう法的整備を行うこと。
経済産業省	1130190	中小企業の再生支援のための産業活力再生特別措置法の支援措置の活用にあたっての要件緩和	我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針	産業活力再生特別措置法では、その認定基準を「我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針」として告示している。 ①産業活力再生特別措置法における計画期間は、3年を超えないものとされている ②また、財務健全化基準については、目標年度における有利子負債のキャッシュフローの比率を10倍以内とすることを目標とすることが原則としているが、これに加えて業態特性や固有の事情等を勘案し、柔軟性を確保することとしている。	C		産業活力再生特別措置法では、中小企業も含め、経営資源を有効に活用して事業再生を行う事業者に対し、税制や商法の特例などの支援策を講ずるべく、要件に合致した目標を提示した事業者を認定しており、その認定基準を「我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針」として告示している。①産業活力再生特別措置法における計画期間は、3年を超えないものとされている。これは事業再生の目標として、5年計画では経済環境など不透明な部分が多いこと、実際の財務の改善や生産性向上などの数値目標を算出するためには、通常の企業の中期計画期間である3年計画がちょうも現実性が高いことなどから、3年間に計画期間を設定しているものである。加えて、私的整理に関するガイドライン（2001年9月19日）における企業再生の期間である3年間にも合致している。なお、計画終了後、更に新たな計画を設定することを妨げるものではない。こうした状況下で、計画期間の限度の5年間への延長は、要件緩和及び対象期間の延長に伴う業件数の大幅増につながり、実態上の税財政措置の拡充を意味するものであることから、ご要望に対応することは困難である。②また、財務健全化基準については、目標年度における有利子負債のキャッシュフローの比率を10倍以内とすることを目標とすることが原則としている。他方、この基準については、業態特性や固有の事情等を勘案し、柔軟性を確保することを基本指針でも明示している。そのため、こうした考慮条件があるにも関わらず、単に要件を15倍以内に変更することは、①と同様大幅な要件緩和につながり、実態上の税財政措置の拡充を意味するものであることから、ご要望に対応することは困難である。なお、これまで218件の認定をさせていただいているが、四分の一以上の55件が中小企業であることから、中小企業の再生であっても、中小企業再生支援協議会とも連携しつつ、現状の制度を活用して頂いていると考える。	地域金融機関一時国有化による地域経済全体が低迷をしている今般、中小企業を再生し地域活性化をはかるため、「少なくとも特区で実現されるためにはどうしたらよいか」という観点で、提案内容について再検討し、回答されたい。		B-1		今回の御提案にある「計画期間の限度の延長」については、実態上の税財政措置の拡充を意味し、財政措置をともなうものであり、ご要望に対応することは困難である。 また、今回の御提案にある「財務健全性基準の緩和」については、産業活力再生特別措置法における基本的指針においても、いわゆる10倍基準を原則とするが、「業態特性や固有の事情等を勘案することとし、柔軟性を確保するものとする。」と言及されている。 他方、今般御提案のあったような地域金融機関の一時国有化という特殊事情に鑑み、当該金融機関の取引先で事業の資金繰りに悪影響を受けるような中小企業については、それぞれ企業の業態特性や固有の事情を総合的に判断するよう、基本指針の内容の趣旨を徹底する旨の通達を関東経済産業局長に発出する予定である。	通達の発出時期、内容を明確にされたい。	b		「財務健全性基準については、10倍基準を原則とするが、業態特性や固有の事情等を勘案することとし、柔軟性を確保するものとする。」旨の通達を平成16年度中に発出する。	1331	13312010	栃木県	栃木県経済新生計画	中小企業の再生を支援するため、産業活力再生特別措置法（以下、「産活法」という。）の各種支援措置を活用しやすくなるよう、事業計画の策定にあたり、下記のとおり要件を緩和する。 ①　産活法における「事業再構築計画」「共同事業再編計画」「経営資源再活用計画」については、計画期間が3年とされているが、中小企業については、経営改善を図るために一定期間を要することから、これを5年に延長する。 ②　産活法においては、「事業再構築計画」及び「経営資源再活用計画」における財務健全化基準について、有利子負債をキャッシュフロー10倍以内に圧縮することとされているが、中小企業については、その経営の実態を考慮し、「キャッシュフロー15倍以内」に要件を緩和する。